

住民税 申告書の書き方

ことしも「住民税(特別区民税・都民税個人分)」の申告時期が近づいてまいりました。みなさんが、正しい申告をされることによって、適正な課税がなされるよう、今回は、都・区民税の申告と申告書の書き方についてご説明します。



■課税される方は■

- 48年1月1日現在区内に住み、前年中(47年中)に所得のあった方。
ただし、非課税に該当する方は除きます。
- 区内に事務所や事業所、家屋数などがある方、区内に住んでいる方。

■申告が必要な方は■

- 前年中に所得があった方。
ただし、次に該当する方は除かれます。
1. 所得税の確定申告をする方
2. 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から区へ給与支払報告書が出された方
3. 前年中の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の方
- 事務所・事業所・家屋数などがある方
【おねがい】区から申告書が送られた方で、無所得または上記ただし書きに該当のため申告義務のない方でも、申告書裏面にその旨または該当事項を記入のうえ、提出されますよう、格別のご協力をお願いします。

■提出期限と場所は■

- 提出期限は3月15日です。期限まぎわはたいへん混みますから、なるべくお早めに区役所・同第二庁舎またはもよりの出張所へお出してください。なお、例年のとおりみなさんの便宜をはかるため、次のとおり課税課職員が出張受け付けを行ないますので、ご利用ください。
- ◎3月8日(木)・9日(金)
場所 常東出張所・第三出張所～第十二出張所
 - ◎3月12日(月)・13日(火)
場所 第十三出張所～第二十出張所・東横瀬出張所・東原出張所
※時間はいずれも午前9時～午後4時

■計算の仕方は■

- ①所得金額＝収入金額－④必要経費－⑥事業専従者控除額
- ②課税標準額＝所得金額－③所得控除
- ③④算出所得割額＝課税標準額×税率
(実際に計算する場合は、後でご説明する算出所得割額の出し方によります)
- ⑤差引所得割額＝算出所得割額－⑥税額控除
- ⑥特別区民税・都民税個人分＝差引所得割額×均等割額(区600円・都100円)
なお、③以下は、特別区民税分と都民税個人分とをそれぞれ計算し、それを合計したものが住民税額となります。

- ④ 必要経費とは
収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。
販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、飼糧費、固定資産税等です。従って生活費は必要経費となりませんからご注意ください。
- ⑥ 事業専従者控除額とは
事業所得または不動産所得を有する事業主と同一生計の配偶者または15歳以上の親族

が、事業主のその事業に6か月以上専従した場合に事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額を収入金額から差引かれます。

- (1)15万円
- (2)(事業所得+不動産所得)÷(事業専従者数+1)
※青色申告の専従者は完全給与制ですから、支払った給与の全額が必要経費に算入されます。

◎所得控除とは

次の12種類があり、これに該当する場合は所得金額から差引くことができます。

- 1. 雑損控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のうち、47年中の各種所得の合計額が20万円以下の方の資産(家屋・家財道具・現金など)が天災・火災・盗難などで損害を受けた場合に控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(損害金額－保険金などでうめられた金額)－(所得金額×1/10)
- 2. 医療費控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のために、47年中に支払った治療費または医薬費などがあるとき控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(支払った医療費の総額－保険金でうめられた金額)－(10万円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額)
ただし、控除の最高限度額は100万円です。
- 3. 社会保険料控除…あなたや、あなたと同一生計の親族の国民健康保険・国民年金などの保険料を、47年中に支払った場合その支払額の全額が控除されます。
- 4. 小規模企業共済等掛金控除…47年中に支払った第1種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金の全額が控除されます。
- 5. 生命保険料控除…47年中に支払った保険料・簡易保険料があった場合控除されるもので、支払った保険料が1年間に
(1)1万5千円まで…支払った保険料全額

- (2)1万5千円をこえ4万円まで…支払った保険料×1/2+7千500円
- (3)4万円をこえた場合…2万7千500円
- ◎保険契約による配当金は、支払った保険料から差引いて計算します。
- ◎一口の年間の払込額が9千円をこえるものは、証明書が必要です。
- ◎生存保険で5年未満のものは対象外です。
- 6. 障害者控除…あなたや、あなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合、1人10万円(特別障害者は12万円)。
- 7. 老年者控除…あなたが65歳以上(明治41年1月1日以前生まれ)で47年中の合計所得金額が500万円以下の場合、10万円が控除されます。
- 8. 寡(か)婦控除…あなたが65歳未満(明治41年1月2日以後生まれ)の寡婦(夫と死別・離別等)で、扶養親族または47年中の各種所得の合計額が20万円以下の同一生計の子がある場合、10万円が控除されます。
- 9. 勤労学生控除…あなたが学生で給与などの勤労による所得があり、47年中の合計所得金額が32万円以下で、かつ、不動産・配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、10万円が控除されます。
- 10. 配偶者控除…配偶者の47年中の勤労による所得の合計額が15万円(自己の勤労によらない所得の場合は10万円)以下の場合、14万円が控除されます。
- 11. 扶養控除…同一生計の親族(配偶者を除く)のうち、47年中の勤労による所得の合計額が15万円(自己の勤労によらない所得の場合は10万円)以下の方がいる場合控除されます。47年中に死亡した扶養親族があるときは、その方も含みます。
(1)配偶者がいる場合…1人目から11万円
(2)配偶者がいない場合…1人目は12万円
2人目からは11万円
- 12. 基礎控除…15万円です。

④算出所得割額の出し方

別掲の速算表(課税標準額×税率－速算控除額)により計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税個人分とを別々に計算します。

- 【例】課税標準額が35万円の場合
350,000円×3/100＝9,000円…特別区民税分
350,000円×2/100＝7,000円…都民税個人分

◎税額控除とは

算出所得割額から控除されるもので、47年中に配当所得があった場合に控除されます。

なっています。このようにお互い手数料をかけた加算税などの余分な税金を納めることのないよう、当初から正しい申告をしてください。

●地代や家賃(アパート)収入のある方

47年度中に本来の仕事の収入のほかに、地代・アパートや貸間の賃貸料収入などのある方は、47年度中のこれらの所得を本来の仕事の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

●税務署から送られた申告書用紙で

税務署では、みなさんから提出された確定申告書を電子計算機で処理していますので、税務署から確定申告書用紙の送付を受けた方は、必ずその用紙を使って申告してください。※氏名の「フリガナ」と「地方税」欄の記入を忘れないでください。

●申告書を書く時は

資産合算用や変動所得用などの特殊な申告書以外の一般用の申告書は、3枚つづりになっています。その書き方については、次の点

その控除額は
◎特別区民税分…配当所得金額の2.5%
◎都民税個人分…配当所得金額の1.0%
ただし、課税総所得金額、課税長期(短期)譲渡所得金額の合計額が1,000万円をこえる部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

算出所得割額速算表

特別区民税		
課税標準額	税率	速算控除額
15万円まで	2%	0円
40万円まで	3	1,500
70万円まで	4	5,500
100万円まで	5	12,500
150万円まで	6	22,500
250万円まで	7	37,500
400万円まで	8	62,500
600万円まで	9	102,500
1,000万円まで	10	162,500
2,000万円まで	11	262,500
3,000万円まで	12	462,500
5,000万円まで	13	762,500
5,000万円をこえるもの	14	1,262,500

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

●先般、税制調査会から答申が出ましたので、ことしも一部の所得控除額が引上げ、及び税率が一部変更になるものと思われまます。

■くわしくは課税課へ■

「申告書用紙」と「申告書の手びき」は2月9日に発送します。

以上で住民税の申告と、その書き方の説明は終わりますが、わからないところや、くわしいことは、お手もとへお送りした「申告書の手びき」(確定申告予定者及び勤務先から給与支払報告書が提出される方は、前述のように住民税の申告は必要ありませんので、郵送されません)をお読みくださるか、課税課へおたずねください。

◎申告書が届かなかった方は、ごめんどうでも区役所第一課係保、または第二庁舎第二課係へご連絡願います。

- にご注意ください。
- 1. 右端の耳をとり、控用を切りはなし、控用に正しく書く
- 2. 次に提出用の甲と乙を重ねたまま、ボールペン等ではっきりと書く
- 3. 源泉徴収票や生命保険料の証明書等の添付書類は、所定の場所にきちんとはる
- 4. 申告書を郵送する場合は、封筒のあて名等を書いてから申告書を封入してください

●国税・地方税の共同説明会を開催

申告書の書き方などについて、次の日程で説明会を開催します。申告書用紙などをお持ちになり、お近くの会場へおいでください。

開催日	会場
2月12日(月)	区役所7階大会議室
2月13日(火)	区青年館
2月14日(水)	東部区民福祉センター
2月15日(木)	亀有信用金庫竹の塚支店
2月16日(金)	足立農業協同組合

時間は、いずれも午後2時から4時までです。

---所得税の---

確定申告は早めに

〈所得税の確定申告にあたってのご注意〉
2月16日から、所得税の確定申告の受付がはじまります。この確定申告にあたって次の点を注意してください。

●確定申告を早めに

例年申告書の提出が期限の3月15日間近に集中するため窓口が非常に混雑して、納税者のみなさんに非常に迷惑をかける結果となっています。

申告やその他相談をなさる方は、お早めにおいでください。

●正しい記帳で適正な申告と納税

昭和46年分の東京国税局管内の確定申告書は117万枚(申告納税額のあるもの)提出されました。その内容に誤りがあったりして修正申告や期限後申告をしたもの、または更正や決定を受けたものは、83,683件もあり、これによって増加した税額は36億3,000万円と